最終更新日：2015年8月7日
株式会社　中国銀行
取締役頭取　宮長　雅人
問合せ先：総合企画部　086－223-3111（代）
証券コード：8382
http://www.chugin.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当行は、総合金融サービスを通じて「選ばれ」「信頼される」銀行として地域社会とともに発展するため、持続的な成長と、中長期的な企業価値の向上を図る観点から、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

1．当行は、株主の権利を尊重し、株主が権利を適切に行使することができる環境の整備と、
　株主の実質的な平等性の確保に取り組んでまいります。
2．当行は、株主、お客さま、従業員、地域社会等の幅広いステークホルダーとの適切な協働に努め、
　健全な事業活動を尊重する企業文化・風土の醸成に努めてまいります。
3．当行は、非財務情報を含む会社情報の適切な開示と、企業経営の透明性の確保に努めてまいります。
4．当行は、取締役会および監査役会が株主に対する受託者責任を認識し、当行の持続的成長と
　中長期的な企業価値の向上を図るとともに、業務執行の監督および監査の実効性確保に努めてまいります。
5．当行は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との建設的な対話を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則１－４】
当行では、政策保有株式の現状について半期毎に常務会へ報告し、取引内容のスコアリングなどに基づく保有メリットの検証等を行っております。今後は取締役会へ報告を行い検証を深化するとともに、来年度からは、有価証券報告書において、検証結果を踏まえた保有のねらい・合理性等について説明を行っていく方針です。

【原則３－１－（５）】
現在は、経営陣幹部と取締役・監査役候補者の選任を行なう際の、個々の選任・指名理由は開示しておりませんが、来年度からは、株主総会招集通知において個々の選任・指名理由を開示する方針です。

【原則４－８】
当行では、平成26年6月に独立社外取締役を1名選任し、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保しております。
また、社外監査役3名を選任しており、社外の立場から業務執行状況の監査を行い、客観的かつ中立的な経営監視機能を確保しております。
以上の社外役員4名により、経営の監督・監査機能が確保されていると判断しておりますが、更なるコーポレートガバナンスの強化を図るため、独立社外取締役の増員を検討しております。本年度についても増員を検討してまいりましたが、適任者の選任には至っておりません。来年度には、適任者を選任する方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

（特定の事項を開示すべきとする原則に基づく開示）
【原則１－４】
『上場株式の政策保有に関する方針』
・当行は、政策保有株式について、取引先および当行グループの中長期的な企業価値向上に必要と判断される場合に保有致します。
・政策保有の必要性については、個別銘柄ごとに中長期的な経済合理性や将来の見通し、地域経済との関連性などを検証し判断致します。
『政策保有株式に係る議決権行使基準』
・当行は、政策保有株式について、中長期的な企業価値向上などの観点から各議案の賛否を判断し、議決権を行使致します。
・次に該当する場合には、株主価値保全の観点から特に慎重に議案を精査致します。
（1）法令違反や反社会的行為が認められる場合
（2）株主の利益を阻害する恐れがあると考えられる場合
（3）情報開示が不適切で、株主の利益を損なっていると考えられる場合

【原則１－７】
当行は、役員や主要株主等と以下の取引（関連当事者間の取引）を行なう場合には、会社や株主共同の利益を害することないよう、取締役会で承認を行い、実施結果については取締役会に報告を行うこととしております。
1．取締役と会社間の利益相反取引
2．取締役の競業取引
3．関連当事者と会社間の通例的でない取引

【原則３－１】
（1）　当行では経営理念および中期経営計画を策定し公表しております。
　　詳細は当行ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。
　＜経営理念＞http://www.chugin.co.jp/company/philosophy.html#1_tab
　＜中期経営計画＞http://www.chugin.co.jp/up_load_files/news_release/975_pdf_1.pdf

（2）　当行のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方（基本方針）につきましては、本報告書の「1．1．.基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

（3）
『報酬の決定に関する方針』
1．取締役の報酬は、以下の構成としております。
（1）確定報酬（月額報酬）
（2）年度業績を重視した成果インセンティブとしての業績連動報酬
（3）株主と利益を共有するための中長期的なインセンティブとしての株式報酬型ストックオプション報酬
2．社外取締役ならびに監査役については、独立性の観点から確定報酬（月額報酬）のみとしております。
『報酬の決定に関する手続』
1．取締役の報酬については、当行の年度業績を踏まえ、かつ同業他社および他業態の役員報酬等も勘案し、各取締役の報酬案を経営陣幹部にて作成し、事前に社外を含む全取締役・監査役へ開示したうえで、取締役会で決議することにより、意思決定の透明性・公正性を確保しております。
2．監査役の報酬については、監査役会での協議により決定しております。

（4）
『取締役候補者の指名に関する方針』
　当行の経営理念に基づき、当行の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献することを期待できる人物を取締役候補者として指名しております。
『取締役候補者の指名に関する手続』
　社外を含む全取締役が取締役候補者の評価ならびに推薦を行ない、その結果に基づき経営陣幹部が取締役候補者を選定しております。選定された取締役候補者については、事前に社外を含む全取締役・監査役へ開示したうえで、取締役会で決議することにより、意思決定の透明性・公正性を確保しております。

『経営陣幹部の選任に関する方針』
　能力・資質・実績を勘案し、取締役頭取を補佐するとともに適切な業務執行を遂行できる人物を経営陣幹部（役付取締役以上）として選任しております。
『経営陣幹部の選任に関する手続』
　社外を含む全取締役が、取締役等の業績等への貢献度を評価し、経営陣幹部への推薦を行い、その結果に基づき経営陣幹部が経営陣幹部候補者を選定しております。選定された経営陣幹部候補者については、事前に社外を含む全取締役・監査役へ開示したうえで、取締役会で決議することにより、意思決定の透明性・公正性を確保しております。

『監査役候補者の指名に関する方針』
　業務執行者からの独立性が確保でき、当行の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立することができると期待される人物を監査役候補者として指名しております。
『監査役候補者の指名に関する手続』
　取締役ならびに監査役からの推薦に基づき、経営陣幹部が監査役候補者を選定し、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決議しております。

【補充原則４－１－１】
　経営意思決定の機動性を確保するため、頭取を含む役付取締役8名からなる「常務会」を設置し、取締役会からの権限委譲事項について審議・決定しております。
　取締役会から常務会、取締役への権限委譲項目については、「常務会規程」、「職務権限規程」等により明確に定めております。

【原則４－８】
　当行は監査役会設置会社であり、現在の体制において、各取締役による相互牽制機能、監査役による客観的かつ中立的な経営監視機能はいずれも有効に機能していると考えておりますが、今後、より一層のコーポレートガバナンスの強化を図るため、3分の1の独立社外取締役を選任することを視野に入れ、社外取締役の増員、監査等委員会設置会社への移行について検討を行っていきたいと考えております。

【原則４－９】
　当行の「社外役員の独立性に関する判断基準」につきましては、本報告書の「２．１．【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則４－１１－１】
　取締役会は、専門知識や経験等が異なる多様な取締役で構成するとともに、効果的かつ効率的に討議ができる適切な員数を維持する方針としております。

【補充原則４－１１－２】
　取締役・監査役がその役割・責務を適切に果たすため、他の上場会社の役員の兼任は、極力行なわない方針としております。なお、他の上場会社の役員の兼任状況は、次のとおりです。
　坪井宏通（取締役副頭取）：岡山県貨物運送株式会社　社外取締役
　その他役員の兼職はございません。

【補充原則４－１１－３】
　取締役会全体の実効性については、毎年取締役の自己評価等をベースに分析・評価を行うこととしております。
　平成27年7月の取締役会において、平成26年度の取締役会全体の実効性の分析・評価を実施し、取締役会全体の実効性は十分確保されていることを確認致しました。
　なお、取締役会として以下の課題を共有しております。
・議案数の削減・報告事項の簡素化による重要審議時間の充実
・各役員に対する取締役会資料の事前配布の徹底
・取締役会資料のクオリティおよびボリュームの見直し
・社外取締役の本部・営業店の視察や業界動向をはじめ様々な情報提供の充実

【補充原則４－１４－２】
　当行は、取締役・監査役が、それぞれの役割・責務を果たすために必要な知識を習得できる機会を提供するとともにその費用の支援を行います。

【原則5－1】
　当行では、株主との対話に対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応してまいります。株主との対話全般については、建設的な対話が実現するように総合企画部担当役員が中心となって目配りを行い、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で面談に臨みます。
　株主との対話を補助するため、総合企画部および広報CSRセンター内にIR担当者を設置し、職務権限規程にその役割を明記し関係各部との有機的な連携を取れる社内体制を構築しております。
　個別面談以外の対話の手段として、機関投資家向けの説明会を年に2回東京で実施し、同時期に個別にIR活動を実施しております。また個人投資家向けの説明会も年1回3ヶ所（岡山を中心に近隣の2都市）を訪問しIR活動を実施しております。
　対話において把握された株主からの意見等は、IR活動終了後に取締役会へ報告を行い、効果的なフィードバックを実施しております。
　インサイダー情報の管理につきましては、行内規程「内部者取引（インサイダー取引）規制」において、重要情報の定義を明記し、重要情報の伝達等を禁止しております。また、内部者取引（インサイダー取引）規制の自己チェックを年2回実施し、内部者取引（インサイダー取引）が発生しないよう管理体制を整備しております。
　IR担当者の業務は、株主・投資家等との対話が前提であり、特にインサイダー情報の取扱いには留意する必要があるため、インサイダー規制・上記行内規程等の理解について、IR担当者に十分徹底したうえで活動しております。今後も引き続き、インサイダー情報の取扱いには十分注意し、積極的にIR活動を行ってまいります。

（特定の事項を開示すべきとする原則以外の説明）
【原則1－3】
　当行は、銀行業としての公共性と健全性に鑑み、いかなる厳しい環境にも耐え得る財務体質を維持するため、内部留保の充実を図りつつ安定した配当を維持することを基本方針としております。具体的には、年間安定配当18円の実施に加え、利益状況に応じ、配当の上乗せ並びに自己株式取得を行い、配当と自己株式取得合計で株主還元率35%を目途としております。
　資本効率の面では、中長期的なROE目線を5%以上と考えております。実現のためには、収益力の強化が必須であると考えており、そのための施策を中期経営計画に掲げて重点的に注力しているところであります。また、資本側からの観点では、更なる株主還元の強化や戦略的な資本投資も有効な施策の一つと考えております。しかし一方では、バーゼル規制改革や今後の経済環境変化等の不透明要素があるのも事実であり、これらのリスクを見極めたうえ、適切な資本政策をおこなっていくことが肝要であると考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	14,339,400	7.15
中国銀行従業員持株会	5,531,538	2.76
岡山土地倉庫株式会社	5,358,038	2.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	5,134,000	2.56
日本生命保険相互会社	4,756,976	2.37
明治安田生命保険相互会社	4,754,771	2.37
倉敷紡績株式会社	4,559,520	2.27
シーピー化成株式会社	3,478,200	1.73
ノーザン トラスト カンパニー（エイブイエフシー） リ シルチェスター インターナショナル インベスターズ インターナショナル バリューエクイティー トラスト	3,230,800	1.61
静林業株式会社	2,500,000	1.24

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐藤　芳郎	公認会計士								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤　芳郎	○	(株)アシスト代表取締役。 当行は同氏および(株)アシストと通常の預金取引がありますが、取引の規模・性質に照らして、株主・投資者の判断に影響をおよぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	公認会計士としての専門性や長年の経験を有しており、人格、識見のうえで当行社外取締役として適任であることから選任しております。 独立性基準に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、効果的かつ効率的な監査を実施するため、原則毎月、意見交換を行う機会を設けるとともに会計監査人による営業店往査への帯同や日々の監査実施状況を随時確認することにより緊密な連携を図っております。
内部監査部門との間においても、毎月、内部監査部門が主催する監査報告会への監査役の参加や、原則毎月、監査の実施状況の報告を受ける等により意見交換を実施して連携を図っております。
また、監査役・会計監査人・内部監査部門の三者間においても、定期的に意見交換を実施し、連携を図ることにより監査の実効性確保に努めております。

・監査報酬の内容
当行の会計監査人である、有限責任あずさ監査法人に対する報酬は以下のとおりです。
・公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項
に規定する業務に基づく報酬の金額　66百万円

・業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名
日根野谷正人（有限責任あずさ監査法人）
青木靖英（有限責任あずさ監査法人）
奥田賢（有限責任あずさ監査法人）

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
西田　三千代	弁護士								●		○			
古矢　博通	他の会社の出身者										○		△	
井上　信二	公認会計士										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西田　三千代		―――	弁護士としての専門性や長年の経験を有しており、人格、識見のうえで当行社外監査役として適任であることから選任しております。

古矢　博通	○	（公財）岡山県福祉事業団、（公財）倉敷スポーツ公園の理事長を兼任。元岡山県副知事（平成21年4月から平成24年11月まで）。 当行は同氏および（公財）倉敷スポーツ公園と通常の預金取引があり、岡山県および（公財）岡山県福祉事業団と預金・貸出金取引がありますが、同氏、（公財）岡山県福祉事業団、（公財）倉敷スポーツ公園との取引規模・性質、また、岡山県については地方公共団体であることに照らして、株主・投資者の判断に影響をおよぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しております。 当行は岡山県に寄付を行っておりますが、金額が僅少であり、株主・投資者の判断に影響をおよぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	副知事など岡山県の要職での長年の経験を有しており、人格、識見のうえで当行社外監査役として適任であることから選任しております。 独立性基準に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
井上　信二	○	（公財）岡山西法人会理事、（公財）大原奨農会理事。当行は同氏および（公財）岡山西法人会、（公財）大原奨農会と通常の預金取引がありますが、取引の規模・性質に照らして、株主・投資者の判断に影響をおよぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	公認会計士としての専門性や長年の経験を有しており、人格、識見のうえで当行社外監査役として適任であることから選任しております。 独立性基準に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

当行では、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員として指定しております。

（社外役員の独立性に関する判断基準）
　当行の社外取締役または社外監査役（以下、併せて「社外役員」という。）が、次の各項目の要件を全て満たす場合、当該社外役員は当行に対する独立性を有すると判断することができる。
1．当行を主要な取引先とする者またはその業務執行者でないこと。
2．当行の主要な取引先またはその業務執行者でないこと。
3．当行から役員報酬以外に多額（※1）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）でないこと。
4．当行の主要株主またはその業務執行者でないこと。
5．最近（※2）において上記1．2．3．4．に該当していた者でないこと。
6．次の（1）から（4）までのいずれかに掲げる者（重要（※3）でない者を除く）の近親者（※4）でないこと。
（1）上記1から5に掲げる者
（2）当行の子会社の業務執行者
（3）当行の子会社の業務執行者でない取締役
（4）最近において（2）（3）または当行の業務執行者に該当していた者
（※1）多額　：過去3年平均で年間10百万円を超える金額をいう。
（※2）最近　：実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外役員として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点などをいう。
（※3）重要　：業務執行者については役員・部長クラスの者、会計専門家・法律専門家については公認会計士・弁護士等の専門的な資格を有する者をいう。
（※4）近親者：二親等以内の親族をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

　役員報酬については、取締役の確定金額報酬年額を300 百万円以内、監査役の確定金額報酬年額を80 百万円以内とすることを株主総会にてご承認頂いております。取締役の基本報酬部分は、上記の株主総会決議の範囲内で役位ごとに金額を定め、役員規程に則り取締役会に諮って決定しております。当行では、役員報酬制度の透明性をより高めるとともに、業績に連動し株主と利益を共有する報酬制度にすることで、従来以上に株主重視の経営意識を高めることを目的として、平成21 年度より業績連動報酬制度と株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。それぞれの概要は以下のとおりです。

〇業績連動報酬

当期純利益	業績連動報酬限度額
250億円超	90百万円
225億円超～250億円以下	80百万円
200億円超～225億円以下	70百万円
175億円超～200億円以下	60百万円
150億円超～175億円以下	50百万円
125億円超～150億円以下	40百万円
100億円超～125億円以下	30百万円
75億円超～100億円以下	20百万円
50億円超～75億円以下	10百万円
50億円以下	―

〇株式報酬型ストックオプション

1.新株予約権の総数及び目的となる株式の種類及び数

新株予約権の個数　1,000個を1年間の上限

目的となる株数　普通株式10万株を1年間の上限

新株予約権1個あたりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は100株

なお、当行が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割、株式併合等により、付与株式数を変更することが適切な場合は、必要と認める調整を行います。

2.新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデルにより算出した価格を払込金額とします。なお、新株予約権の割当を受けたものは、当該払込金額の払い込みに代えて当行に対する報酬債権を相殺するものとします。

3.新株予約権の行使に際して出資される財産の価格

新株予約権の行使に際して出資される財産の価格は、新株予約権の行使により発行又は移転される株式1株あたりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

4.新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内

5.新株予約権の主な条件

対象者は、前記4.の期間内において、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとします。

6.その他新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めます。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

付与対象者は、経営の独立性確保の観点から社内取締役のみとしております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において以下の内容を開示しております。（平成26年度中）

役員区分	報酬等の総額	基本報酬	業績連動報酬	ストック・オプション
取締役	408百万円	266百万円	69百万円	72百万円
監査役	48百万円	48百万円	―	―
社外役員	23百万円	23百万円	―	―

（注）上記のほかに使用人兼務役員に対し、使用人としての報酬85百万円（賞与を含む）を支払っております。

なお、役員ごとの連結報酬等については、総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の基本報酬部分は、株主総会決議の範囲内で役位ごとに金額を定め、役員規程に則り取締役会に諮って決定しております。また、監査役の報酬についても株主総会決議の範囲内で、役員規程に則り監査役の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役の職務遂行をサポートするため、取締役会の事務局である秘書室より取締役会資料の事前説明や各種情報提供を行うなど体制を整備しております。

また、社外監査役を含めた監査役の職務を補助すべき専従者の使用人として、秘書室に監査役補佐を1名置いており、取締役会資料の事前配布や常務会議事録等重要書類の閲覧、監査役会において常勤監査役から報告を受けるなど、必要な情報が収集できる体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当行の取締役の総数は、平成10年の20名をピークに縮小方針で臨み、平成27年6月25日現在は13名（うち社外取締役1名）となっております。

取締役会は、活発な議論と迅速な意思決定ができる体制としており、「経営計画の策定」「リスク管理基本方針の策定」など重要事項についての審議、取締役の業務の執行状況等の報告を行っております。

当行では、経営意思決定の機動性を確保するため、頭取を含む役付取締役8名からなる「常務会」を設置し、取締役会からの権限委譲事項につき審議・決定しております。

さらに、適正な企業活動を行うために重要な項目については、常務会の諮問機関として各種委員会組織を設置し、各テーマにつき審議・決定しております。

当行は監査役会設置会社であり、監査役の陣容は独立性の高い（会社法第2 条第16 号に規定する）社外監査役3 名と業務に精通した常勤監査役2 名から成っております。監査役による監査結果については、改善事項等を所管業務担当役員等へ通知し、提言等を受けた所管部署は、速やかに改善を行っております。また、各業務所管部署は内部統制システムの構築、運用状況に関する自己評価結果を内部統制統括部門である総合企画部に提出し、総合企画部は各部署の評価結果をとりまとめたものを監査役及び監査部に報告しております。

平成26年度は、取締役会を14回、常務会を46回それぞれ開催し、重要な業務執行の決定や経営の重要事項について審議を行いました。また、監査役会は11 回開催され、監査役相互間で情報共有を図りつつ、意見交換や監査結果の審議等を行いました。

また、取締役を業務執行面で補助し、取締役会の活性化および意思決定の迅速化を図るため、平成27年6月24日から執行役員制度を導入しております。

内部監査については、被監査部門から独立した監査部が法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢、金融円滑化管理態勢および各種リスク管理態勢の適切性・有効性を検証し、問題点の発見・指摘にとどまらず、内部管理態勢の評価・問題点の改善方法の提言およびそのフォローアップを行っております。また、監査部による監査結果については、定期的に取締役会・監査役等へ報告するとともに、内部統制に関するものについては各所管部署と内部統制統括部署である総合企画部に還元され、迅速かつ適切に対応する態勢となっております。

当行では、役員報酬制度の透明性をより高めるとともに、業績に連動し株主と利益を共有する報酬制度にすることで従来以上に株主重視の経営意識を高めることを目的として、平成21 年6 月24 日開催の第128 期定時株主総会にて、従来の役員賞与及び役員退職慰労金制度を廃止し、新たに取締役に対して業績連動報酬及び株式報酬型ストックオプションを導入することを決議し、導入しております。

また、当行では、社外取締役および社外監査役と責任限定契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外取締役1名を含む13名の取締役により、業務の執行状況を相互に監督、牽制するとともに、社外監査役3名を含む5名の監査役により、客観的かつ中立的な立場から取締役の職務の執行を監査しております。

当行はこれら体制により経営の監査・監督機能が十分に確保されていると考え、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	早期発送の観点から、従来より、株主総会開催日の3週間程度前に招集通知を発送しておりますが、第134回（平成27年6月24日開催）定時株主総会招集通知より、発送前にTDnetおよび当行ホームページ上で公表しております。
集中日を回避した株主総会の設定	第123回（平成16年6月25日開催）定時株主総会より集中日を避けて実施しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当行の指定する議決権行使サイトにアクセスすることにより可能としております。議決権行使期間は株主総会前営業日の午後5時までとしております
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	（株）ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームの利用を可能としております。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知（要約）の英訳版をTDnetにて公表しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	地元開催。平成26年度は岡山8月27日、倉敷8月28日、福山8月29日の3回開催。今後も積極的に実施予定。参加者は、岡山118名、倉敷118名、福山86名。実施内容は主に決算内容・経営戦略等の説明で、説明者は頭取。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成26年度は東京にて5月30日と12月5日の2回開催。 参加者は、主にアナリスト、ファンドマネージャーで参加人数は5月124名、12月118名。実施内容は主に（中間）決算内容・経営戦略等の説明で、頭取と常務が説明。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、ディスクロージャー誌、上記アナリスト向け会社説明会資料、個人投資家向け会社説明会資料等	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署　総合企画部 IR担当役員　総合企画部担当役員 IR事務連絡責任者　総合企画部長	
その他	（海外）アナリストの来訪あるいは電話照会等の随時対応	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念や企業行動規範等において、お客さまや株主・投資家、地域社会等の幅広いステークホルダーへの貢献をおこなっていくことを規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	エコ私募債受託、「ちゅうぎんの森」事業継続実施、市民型スポーツクラブ「岡山シーガルズ」のメインスポンサー継続、「ちゅうぎんカップ岡山県少年サッカー5年生大会」・「ちゅうぎんカップ香川フットサル大会」協賛。
	監査役5名のうち女性1名（社外監査役）を選任しております。 （女性の活躍に向けた取組みについて） 当行ではリテール営業を中心とした店舗への支店長登用をおこなっているほか、育児休業や時短勤務、ジョブリターン制度等仕事と家庭の両立をサポートする体制を整備しております。 平成26年4月からスタートした中期経営計画では、女性の管理・監督職100名達成を目標を掲げ

その他	ており、キャリアパスの明確化とワークライフバランス向上に向けた取組みを積極的に進めています。 また、平成26年10月から平成27年3月まで、営業店より11名を公募し女性活躍推進ワーキンググループ「にじいろHeartプロジェクト」の活動を行いました。女性も男性と同じように活躍できる職場作りを目指し、現場の意見を吸い上げ経営陣に提言を行いました。提言を踏まえて意識改革や両立支援策の充実などに取組んでいく方針です。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当行は、銀行業としての社会的公共性かつ健全性ある活動を継続し続けるために、倫理規範として「企業行動規範」を定めております。当行の内部統制システムに関しては有効に構築・運用されており、引き続き、さらなる充実を図っていくものであります。

（コンプライアンス体制）

取締役は「企業行動規範」に則り、職務を執行し、役員に関する基本事項を定めた「役員規程」の遵守を図っております。

取締役会については、原則1ヵ月に1回開催し（平成26年度は年14回開催）、その他必要に応じて随時開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督・牽制しております。その運営にあたっては、「取締役会規程」に則り、適正性を確保し、法令及び定款違反を未然防止しております。

また、当行は監査役設置会社であり、各監査役が、監査役会の定める方針や分担に従って取締役の職務執行の状況を監査し、必要に応じて意見の表明や取締役の行為の差し止めなど適切な措置を講ずる体制としております。取締役及び使用人は、当行の経営に影響を及ぼす重要な事項について「監査役への報告基準」に基づき、監査役に適時に報告するものとしております。

使用人は、「就業規則」、「企業行動規範」、「行動指針」、「コンプライアンスマニュアル」等に則り、職務を遂行し、法令等の遵守を図っております。さらに、一層のコンプライアンス重視の企業風土醸成のため、代表取締役を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、体制の整備と法令遵守状況の把握等を行うとともに、コンプライアンスの統括部署を定め、年度毎のコンプライアンスプログラムの策定・見直し、コンプライアンスチェックの定期的な実施、研修の実施等の体制整備に向けた諸施策を計画的に実行しております。また、執行部門から独立した内部監査部門として監査部を置き、使用人の職務が法令及び定款等に適合することの監査を行っております。

万が一、法令違反等の事実が発見された場合には、「就業規則」に基づき、社内通報システムである「経営ヘルプライン」等により適切に対応する仕組みとしております。

（情報管理体制）

当行では、取締役の職務執行に係る情報について「取締役会規程」に基づき、関連資料とともに取締役会議事録を10年間保存し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。その他の重要書類についても「情報資産管理基準」及び社内規程に則り、保存媒体毎に適切に管理しております。また、上記媒体についても、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。

（リスク管理体制）

当行では、リスク管理を経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、統合的なリスク管理の充実により、健全性を維持しつつ収益性を強化していくというバランスのとれた経営を目指しております。業務執行にかかる主要なリスクとしては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク、その他経営に重要な影響を及ぼすリスクの5 点を認識しております。これら各種リスクの管理は、「リスク管理基本規程」・その他リスク管理に関する諸規程等に則り行っております。また、リスク管理統括部署をリスク統括部とし、各種リスク毎の部署を定めるとともに、リスク管理委員会を設置し、適正なリスク管理を行い、管理状況について定期的に取締役会へ報告しております。

不測の事態（天変地異等）が発生した場合には、緊急対策本部の設置等の緊急時の体制整備を図るとともに、「危機管理マニュアル」に則り、損害拡大を防止すべく適切に対応することを徹底しております。

（企業集団関係）

当行グループ各社における業務の適正の確保と実効性ある経営管理を行うため「中国銀行グループ運営規程」を定めております。また、当行グループ各社では、中国銀行の各種規程に準じて諸規程を定めるとともに、グループ各社の業務内容・組織形態にふさわしい体制整備を行っております。当行は、グループ各社に対し協議・報告に関する基準を定め、その基準に従い当行からの決裁・指示を受ける体制の徹底によりグループ各社の経営管理を行っております。当該協議・報告のうち重要な事項については、当行監査役へ報告することとしております。また当行は、グループ各社と監査契約を締結し内部監査を実施するなど、当行グループとしての公正・適法性の確保に努めております。

万が一、グループ各社内で法令違反等の事実が発見された場合、グループトップに直接通報できる当行グループの「経営ヘルプライン」に関する規程を定めており、早急かつ適切な対応ができる仕組みとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方）

当行は、「内部統制システム構築の基本方針」の一つとして、取締役会は反社会的勢力との関係を遮断し、断固として排除するために以下の体制を整備することを掲げております。

（ア）反社会的勢力による不当要求には組織として対応し、対応する取締役及び使用人の安全を確保する。

（イ）平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携関係を構築する。

（ウ）反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係をもたない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶し、資金提供は絶対に行わない。

（エ）反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。

（オ）反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事等を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引や資金提供は絶対に行わない。

（反社会的勢力排除に向けた整備状況）

当行では、反社会的勢力等への対応に関する統括部署をコンプライアンス部内のお客さま相談センターとし、各部支店にはそれぞれ法令遵守担当者を配置しております。

反社会的勢力等に関する情報収集・管理については、各支店は「長期情報管理表（反社会的勢力）」により管理を行い、情報入手の都度、お客さま相談センターへ報告を行うとともに当該管理表を更新しております。本部各部室も、情報入手の都度、お客さま相談センターへ報告を行っております。お客さま相談センターでは、独自に入手した情報並びに各部支店からの情報を分析した後、「反社会的勢力管理表」を作成、更新し、当該管理表を関連部署へ送付し、最新情報の共有化を図っております。

対応マニュアルの整備については、「法令等遵守規程」・「企業行動規範」・「行動指針」・「コンプライアンスマニュアル」・「コンプライアンスハンドブック」へ反社会的勢力には断固として対決する姿勢を明示し、役職員全員に徹底を図っております。また、平成27年度コンプライアンスプログラムにおいては、「適正なガバナンスのもと、反社会的勢力排除に向けた各種施策を実施する」との実施項目を設け、法令遵守担当者の研修会や店内勉強会を実施するなど組織全体で取り組んでおります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

（適時開示体制の概要）

(1) 経営者の姿勢・方針の周知・啓蒙等
当行では、適時開示に対する基本姿勢として、「お客さま」「地域社会」「株主」「従業員」の全てのステークホルダーから企業価値に関する適正な評価を得ること ならびに 経営の透明性の確保は、公正かつ適時に会社情報を積極的に開示することにより実現できるものであるとの認識のもと、真摯に取り組んでおります。
また、銀行業という公共性の高い業種である点から、一般事業会社以上に迅速かつ正確な情報開示を公平に行う責務を負っていると考えており、さらに、上記の考え方に基づき、ステークホルダーのみなさまに適時・適切な情報開示を積極的に行うことは、当行をPRする絶好の機会であるとも認識しております。
今後も従来以上に自主的かつ積極的な情報開示を迅速・正確に行うように取り組んで参ります。

(2) 当行の適時開示に関する特性・リスクの認識・分析
当行では、開示情報には大きく区分して以下の二通りのものがあると考えております。
ひとつは、有価証券報告書等法定開示 ならびに 決算短信や業績予想修正等の適時開示規則に基づく開示で、いわゆるルール化されたものであります。これらの情報は、投資家のみなさまの適切な企業評価のためのものでもあり、また、株主のみなさまの適切な議決権行使のためのものでもあることから非常に重要な位置付けにあります。
もうひとつは、ホームページ上で掲載しております会社説明会資料や各種新商品に関する資料等ルール化されていないものであります。これらの情報は、上記法定開示資料等を補完し、より多くのみなさまに当行を理解していただくうえで重要であると心得ております。

(3) 適時開示に係る社内体制
当行では、情報開示に対する規程として「適時開示規程」を設けており、当規程により適時開示に係る担当部署を総合企画部（情報取扱責任者は総合企画部担当役員）、また、網羅性・迅速性を考慮し各部室長を情報取扱担当者と定め、頭取および情報取扱責任者の指示・監督のもと、総合企画部の業務担当者が情報開示業務を行っております。
決定事実あるいは決算情報については、常務会決議後、取締役会を開催し決議しております。常務会議案については適時開示担当部署である総合企画部が管理しており、当該議案が適時開示事項に該当するか否かの判断を行い、該当する場合には取締役会決議後、直ちに開示しております。
また、発生事実については、営業店、本部、子会社等からの当該事象に関する情報がそれぞれの所管業務の情報取扱担当者から総合企画部へ伝達され、総合企画部長より情報取扱責任者である担当役員、頭取へ報告する仕組みとなっております。当該情報が適時開示規則に抵触する場合はもちろんのこと、適時開示規則に抵触しないが重要であると判断した場合も、直ちに常務会決裁を行い、積極的に開示を行っております。

(4) 適時開示態勢を対象としたモニタリング体制
当行では、法令遵守（コンプライアンス）に係るコンプライアンスマニュアルを定め、当該マニュアルの中で情報開示についても、法的な開示を怠った場合や虚偽の報告を行った場合は厳しく罰せられることを記載し、未然に防止するよう徹底しております。
具体的にはコンプライアンス委員会の設置、各部・各営業店への法令等遵守担当者の配置、各種研修の実施等により法令遵守の意識を高めております。平成16年6月に「コンプライアンス・リスク統括部」を新設し、平成19年6月には、さらに当該部署をコンプライアンスの強化を図る目的から「コンプライアンス部」へと拡充させ、一層の体制強化を図っております。
また、内部監査部署である監査部が各部支店のコンプライアンスを含めた内部監査を行っております。情報開示についても、適時適切に行われているかの検証する体制としております。
さらに、監査役（監査役会）の業務監査、会計監査人の監査の一環としてコンプライアンスに関するチェックも行っております。

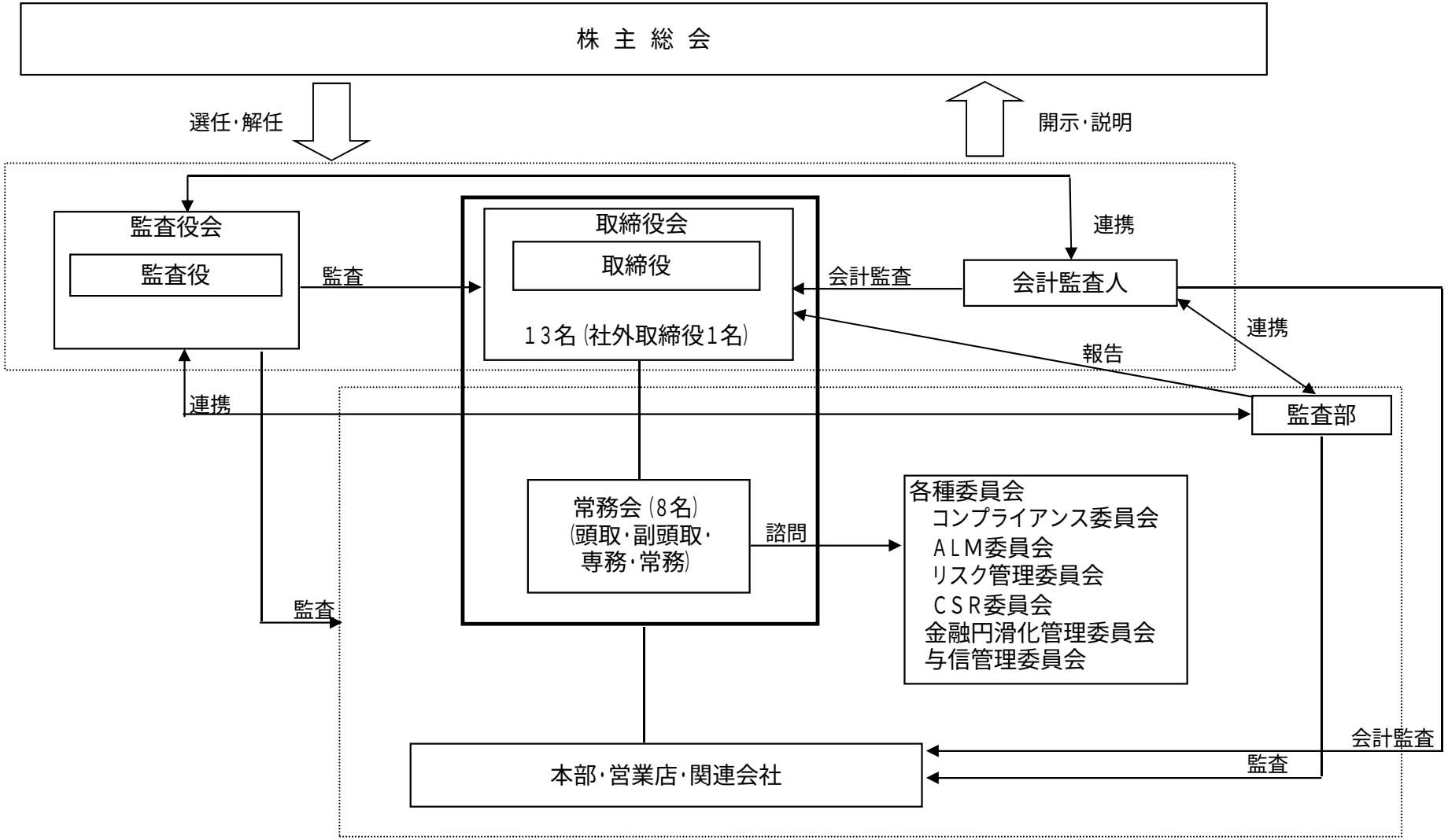
株 主 総 会
選任･解任
開示･説明
監査役会
監査役
監査
取締役会
取締役
13名（社外取締役1名）
会計監査
会計監査人
連携
連携
報告
連携
監査部
常務会（8名）
（頭取･副頭取･
専務･常務）
諮問
各種委員会
コンプライアンス委員会
ALM委員会
リスク管理委員会
CSR委員会
金融円滑化管理委員会
与信管理委員会
監査
会計監査
監査
本部･営業店･関連会社

＜参考＞開示情報の社内連絡体制

○ 決定事実

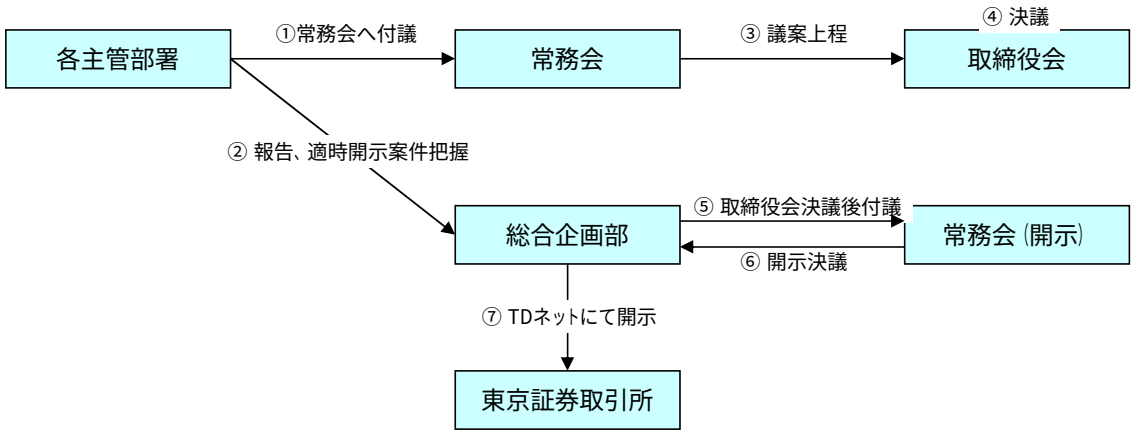

○ 決算情報

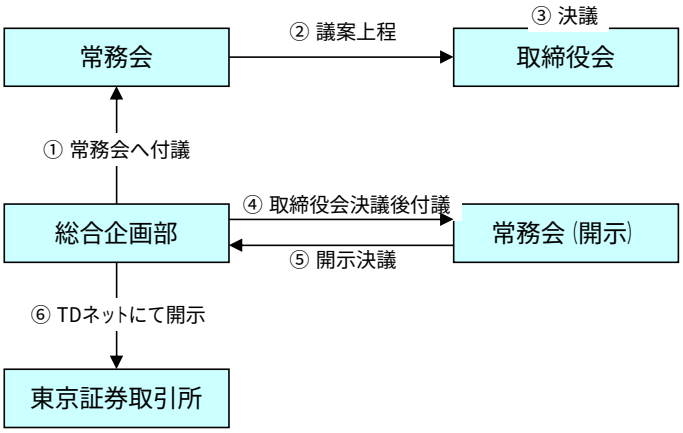

○ 発生事実

